

キット番号 2-3 【全ページ】

新聞を知ろう どこが違うかな？ 新聞のつくりと違い

* 全ページというのは、一つの記事のみではなく「一紙丸ごと」という意味です。

* これらの新聞はもう入手できないものです。管理に気を付け大切に扱ってください。

* 新聞には著作権があります。著作権法35条により、学校の授業で新聞等を利用する場合は、50部を目安にコピー、配布することができます。それ以外の場合は、別添の「キット送付のご案内」を読んで、必要な手続きをとってください。

* 教員が教育活動の中で使用するために入手したものを寄贈しました。

自分でも集めると興味深い資料になります。

年	月日	新聞紙名	朝/夕刊	版
2016年	2月9日	東京新聞	朝刊	1 1 版S
		東京新聞	朝刊	1 2 版

2016年	7月1日	読売新聞	朝刊	東京本社
		読売新聞	朝刊	大阪本社